

愛知県新型コロナワクチン副反応等見舞金のQ & A (2022年5月10日時点)

<1. 制度概要について>

Q1-1

見舞金の支給対象を新型コロナワクチンの接種による副反応に限るのはなぜですか。

A1-1

愛知県では、県民の皆様へワクチン接種を強く推奨しております。一人でも多くの方に安心してワクチン接種を受けていただくためには、副反応等（疑いを含む）を発症した方に対し、医療機関で治療を受けた際の医療費等、経済的負担を軽減する県独自の支援策を講ずることが必要だと考え、今回、新型コロナワクチンのみを見舞金の支給対象としています。

Q1-2

県見舞金制度はいつまで続きますか。

A1-2

新型コロナワクチンが予防接種法に基づく特例臨時接種として実施される間は、本制度を継続する予定です。

<2. 対象期間について>

Q2-1

対象の期間はいつからいつまでですか。

A2-1

新型コロナワクチンが、予防接種法上、「まん延予防上緊急の必要がある（第6条）」臨時の予防接種に位置づけられており、臨時接種として実施される間は、支給対象となります。

<3. 申請対象者について>

Q3-1

誰でも申請できますか。

A3-1

国の予防接種健康被害救済制度による救済申請を行った方が申請できます。

<4. 支給金額について>

Q4-1

見舞金として申請できる金額はどのようにして決まりますか。

A4-1

国の予防接種健康被害救済制度による救済申請を行った、新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応等の治療に要した健康保険等による支給の額を除いた医療費（自己負担分）の2分の1に相当する額を申請することができます。

すでに国の予防接種健康被害救済制度の申請をされている方は、愛知県より申請金額をご案内いたします。

Q4-2

助成制度等により、医療費の自己負担分がない方には、見舞金は支払われますか。

A4-2

見舞金は、医療費等の経済的な負担の軽減を目的として支給するものですので、医療費の自己負担分がない方には見舞金の支給を行いません。

Q4-3

見舞金が支給された後、国の予防接種健康被害救済の認定が下りなかった場合、見舞金の返納は求められますか。

A4-3

国からの予防接種健康被害救済の認定を受けることを条件として支給するものではありません。認定が下りなかった場合でも、支給した見舞金の返還は求めません。

Q4-4

県の見舞金は、国の予防接種健康被害救済制度の認定がされなかった場合でも支給されますか。

A4-4

県見舞金制度は、県に国救済制度と合わせて見舞金申請書類が届いた段階で、国の認否の結果を問わず、ワクチン接種後の副反応等により要した医療費の自己負担額の2分の1相当額を見舞金として支給します。また、国が認定しなかった場合でも返還を求めません。

Q4-5

見舞金の算定となる医療費の自己負担額に、診療録などの文書代は含まれるのか。

A4-5

国の予防接種健康被害救済制度の申請時の医療費の自己負担額の定義と同様、文書代は対象となっておりません。

国の予防接種健康被害救済制度の申請（医療費・医療手当）の主な対象は、保険適用後の医療費の自己負担額となっており、食事療養費標準負担額は対象となりますが、入院時の差額ベッド代や通院に要する交通費は対象外です。

Q4-6

見舞金制度は、医療費助成ではなく、福祉医療費制度により自己負担額の有無を問わず、医療費の自己負担額の2分の1相当額が支給されるのでしょうか。

A4-6

国の予防接種健康被害救済制度の申請の医療費・医療手当に記載されている医療費申請額に基づいて、県見舞金の支給額を算定します。福祉医療費制度により医療費の自己負担額がない場合は、県見舞金については支給を行いません。

Q4-7

見舞金申請の支給額に上限はありますか。

A4-7

国の予防接種健康被害救済制度の申請金額と同様に県見舞金支給額についても、上限を設けておりません。

Q4-8

見舞金申請に申請回数の上限はありますか。

A4-8

国の予防接種健康被害救済制度の申請（医療費・医療手当請求書）1件につき、見舞金申請1回となります。

ただし、同一接種、かつ、同一疾病の治療期間中に、国の予防接種健康被害救済制度の申請（医療費・医療手当請求書）を複数回申請しても、県見舞金は、初回の国の予防接種健康被害救済制度の申請（医療費・医療手当請求書）についてのみが対象となります。

Q4-9

新型コロナワクチンを1回目接種後、アナフィラキシーを発症し、治療のため医療機関を受診し、治癒・終診した。2回目接種後も同様にアナフィラキシーを発症し、治療のため医療機関を受診し、治癒・終診した。

1回目接種分と2回目接種分の国の予防接種健康被害救済制度の申請をしたが、県の見舞金はいずれも対象となりますか。

A4-9

同一疾病であっても、1回目接種後の副反応等の症状が治癒・終診（医療費の自己負担額を要した場合）し、その後に2回目接種後の副反応等の症状により医療費（自己負担額）を要した場合も、いずれも県見舞金の対象となります。

Q4-10

国の予防接種健康被害救済制度による申請を行った後、継続的な治療を受けている場合は、追加で要した医療費の自己負担額は、県の見舞金についても、追加で要した医療費の自己負担額の2分の1相当額が支給対象となりますか。

A4-10

国の予防接種健康被害救済制度による申請後も継続して治療している場合、追加で要した医療費の自己負担額については、見舞金の対象外です。

同一接種、かつ、同一疾病の治療期間中に、国の予防接種健康被害救済制度の申請（医療費・医療手当請求書）を複数回申請しても、県見舞金は、初回の国の予防接種健康被害救済制度の申請（医療費・医療手当請求書）についてのみが対象となります。

<5. 申請方法について>

Q5-1

申請書はどこに提出したらいいですか。

A5-1

次のとおり提出してください。

①国の予防接種健康被害救済の申請が済んでいない方

⇒国の予防接種健康被害救済制度の申請と合わせて市町村の窓口に提出してください。

②国の予防接種健康被害救済制度の申請がすでに済んでいる方

⇒愛知県（感染症対策局感染症対策課）へ提出してください。

Q5-2

国の予防接種健康被害救済制度を既に申請しているため、申請書の一部内容（医療費・医療手当請求書の請求先、申請金額等）を記載することが難しい場合、どうしたらいいですか。

A5-2

既に国の予防接種健康被害救済制度を申請している方は、見舞金申請書に記載する項目や申請金額について、愛知県から直接ご案内させていただきます。